資料２－１

東京圏　国家戦略特別区域　区域計画（案）

令 和 ２ 年 ５ 月 28 日
東京圏国家戦略特別区域会議

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称及び内容

（14）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：ＮＰＯ法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の３に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

　新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の設立を促進するため、千葉県及び千葉市が所轄庁として実施するＮＰＯ法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、成田市及び千葉市においては、１月から２週間に短縮する。【直ちに実施】